平成２２年（フ）第２１３１号
京都府長岡京市勝竜寺巡り原５番地18
債務者　眞田　雅人
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３５号
京都府城陽市寺田水度坂15番地の75
債務者　上島　史子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４１号
京都市伏見区聚楽町２丁目691番地５
債務者　藤田　高志
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６０号
京都市北区大宮北椿原町42番地　第１池田ビル301
債務者　伊藤　美佳
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２０号
広島市佐伯区五日市中央７丁目14番８―201号、申立時の住所広島市安佐南区伴南１丁目39―１　広島市総合リハビリテーションセンター
債務者　加藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５１号
広島市安佐南区東原１丁目13番13―202号
債務者　太田　康彦
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６２号
広島市安佐南区西原４丁目38番21―304号
債務者　井村　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７１号
広島市南区小磯町２番35号
債務者　熊原　浩文
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８４号
広島市東区矢賀新町２丁目７番11―303号、住民票上の住所広島県安芸郡府中町宮の町５丁目３番30号
債務者　平原　　譲
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９９号
広島県安芸郡府中町青崎中９番４号
債務者　松山永治こと　曺　　永治
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２号
広島市安佐北区可部南４丁目12番３号
債務者　右田美佐子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４１号
福岡市城南区片江２丁目１番22―105号
債務者　松本喜美子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９５７号
福岡市南区塩原４丁目23番25―207号
債務者　京塚　真澄
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目19番地１ルポ那珂川202号
債務者　川村奈津子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１０号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目21番３号　桂荘101号
債務者　牟田　尚喜
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１２号
福岡県糸島市前原東３丁目12番６号　201
債務者　上杉　　勇（旧姓立和田）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９８号
福岡市東区箱崎７丁目20番１―1206号、住民票上の住所福岡市西区今宿青木464番地５
債務者　田中　　寛
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部